

令和元年 8 月 2 7 日

専決処分の報告について

報告第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 27 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月9日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

182,790円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和元年6月27日、野辺町地内の交差点において、職員が救急活動中、救急車を発進させる際、方向転換のため後進したところ、当該交差点で信号待ちのため停車していた相手方車両の右後部に当該救急車の右後部が接触したもの